

人事委員会規則七―一（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三 紀 子

人事委員会規則七―一（給料等の支給）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―一（給料等の支給）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第四条 職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料の請求をした場合には、給与期間中給料の支給日前であつても、請求の日までの給料をその給与期間中の現日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（次条第一項において「日割計算」という。）によりその際支給する。	第四条 職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料の請求をした場合には、給与期間中給料の支給日前であつても、請求の日までの給料をその給与期間中の現日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日の日数 を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその際支給する。

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。